

「向丘出張所みんなの掲示板」の利用案内

向丘出張所 1 階の「向丘出張所みんなの掲示板」に向丘地区で活動する団体の紹介・会員募集やイベント情報等のチラシを掲示することができます。活動の PR の場として、ご利用いただけます。

1 「向丘出張所みんなの掲示板」の利用について

(1) 掲示基準

- ① 川崎市の後援等を受けている事業の掲示物
- ② 向丘地区で開催される事業又は向丘地区が活動拠点の個人・団体に関する掲示物
(掲示物例：地域団体等のイベント、サークルやスポーツ少年チームの会員募集等)
※上記掲示物例の他にも掲示できますので、お気軽にご相談ください。
※掲示スペースに空きがございましたら、宮前地区で開催の事業等に関する掲示物を掲示できますので、まずはお気軽にご相談ください。
※営利を目的とした不特定多数への継続的な物品の販売、商品等の紹介するもの、または、宗教・政治的、公序良俗に反するものは掲示できません。

(2) 規格・枚数 原則 A4 サイズ以内、1 個人・団体につき、同一期間に掲示できるのは 2 種類まで
※両面印刷のチラシは、表と裏 1 枚ずつ掲示できます。

(3) 掲示期間 掲載日から最長 3 か月間
※イベント案内等のチラシは、イベントの翌日までの掲載となります。
※川崎市ホームページ（WEB 版「みんなの掲示板」）への掲載ができます。希望される方は、チラシデータ（形式：PDF）を出張所メール宛て又は電子申請にてご提出ください。
※市ホームページには、掲示板に掲載した日から 2 週間以内に掲載する予定です。（掲載期間は最長 3 か月間です。）

(4) 受付場所 向丘出張所 地域振興担当 2 番窓口（宮前区平 1-1-10）
電子申請も可能です。



電子申請はこちら

(5) 受付時間 午前 8 時 30 分～17 時（平日の開庁日のみ）

(6) 利用方法 「掲示物」2 部と「利用届出書」を出張所にご提出ください。
※掲示物と利用届出書を郵送による提出も可能です。
（郵送先：宮前区平 1 丁目 1-10）
※チラシとして配布を希望される方は、配布用（上限 20 部）もご提出ください。
※掲示は無料です。

3 利用にあたっての注意

- (1) 掲示期間中の掲示物の内容等を原因としたトラブル、苦情等については、利用者にご負担いただきます。
- (2) 庁舎管理者は、利用者に事前に通知することなく、業務の都合・管理上、必要となる措置を講ずることができるものとします。

【問合せ先】宮前区役所向丘出張所
電話：044-866-6461
メール：69muko@city.kawasaki.jp